

地球温暖化対策の推進に関する法律の要点と改正事項

現行温対法

京都議定書目標達成計画

- ・地球温暖化対策推進の基本的方向、各主体の講ずべき対策等について定める**京都議定書目標達成計画**を策定

地球温暖化対策推進本部

国・都道府県・市町村の実行計画

- ・国・自治体が、率先して削減努力を行う計画を策定

温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

- ・一定規模以上の事業所について**温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告**することを義務付け、国がデータを**集計・公表**

京都メカニズムの取引制度(登録簿)

- ・京都メカニズムクレジットの取引ルール、取引の保護

(全国・都道府県)地球温暖化防止活動推進センター
地球温暖化防止活動推進員

今回の法改正

排出抑制等指針の策定

事業活動に伴う排出抑制

- ・高効率設備の導入
- ・冷暖房抑制、オフィス機器の使用合理化等

日常生活における排出抑制

- ・高効率家電の使用
- ・3Rの促進
- ・CO2見える化推進等

都道府県・一定の市による地域の計画策定

- ・きめ細かい取組を推進
- ・他の地域計画との連携

事業者、フランチャイズチェーン単位での報告

- ・業務部門を中心に対象を拡大

CDMクレジット等の活用促進に配慮

植林CDMの活用のための手続を整備など

一定の市による推進センター設置